

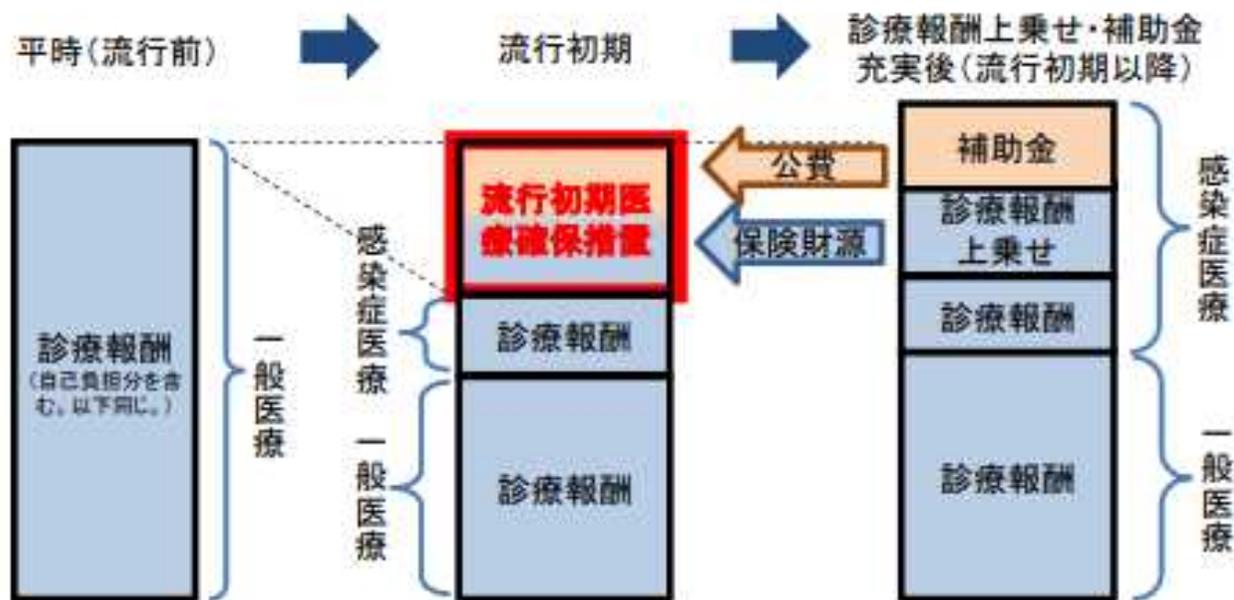
流行初期医療確保措置について

流行初期医療確保措置とは

補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において、病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、以下の基準を満たす場合(病床数又は発熱外来対応人数について以下の基準を満たす内容の協定を締結した場合に限る)に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置

新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、以下の基準を満たす医療措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合に支給

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降)における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



大分県における流行初期医療確保措置の基準

【病床確保】

入院措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して、7日以内に実施するものであること。

入院措置を講ずるために確保する病床が、10床以上であること。

後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関との連携を行うこと、その入院措置を実施するために必要な体制を構築するものであること。

【外来】

外来措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して、7日以内に実施するものであること。

1日あたり20人以上の診療(外来措置)を行うものであること。